

鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則という。」）第4条の規定に基づき、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、認定事業者とは、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業者等（本補助金の交付に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として、第4条第3項の規定に基づき認定した者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取大学発の染色体工学技術等を活用して医薬品（動物用及び再生医療等製品等を含む。以下同じ。）の開発に資する研究を行う認定事業者、及び県内に事務所等を有し、医薬品を開発を行う事業者の活動を促進することにより、本県のバイオ産業の創出及び振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業の認定及び認定事業者の認定)

第4条 本補助事業の認定を受けようとする者及び認定事業者の認定を希望する者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を第5条による審査会において審査する。
- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、補助事業の認定申請及び認定事業者の認定申請の内容を適当と認めるときは、様式第2号及び様式第3号により申請者にその旨を通知する。

(審査)

第5条 補助事業の審査及び認定事業者の審査は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において行う。

- 2 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
- 3 補助事業については、医薬品等の開発を行う事業者の活動の研究開発手法の妥当性、実現可能性等について審査し、認定の可否を決定する。
- 4 認定事業者については、染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所等を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業者等であるかどうかを審査し、認定の可否を決定する。

(補助金の交付)

第6条 知事は、第3条の目的の達成に資するため、染色体工学技術等を活用して医薬品の開発に資する研究事業（以下「補助事業」という。）を行う認定事業者、及び県内に事務所等を有して医薬品を開発を行う事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に別表2の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とし、千円未満は切り捨てる。）以下とする。また、補助対象期間は、同表の第4欄に定める期間とする。
- 3 申請する事業内容が、本補助金とは別に国・県等から同種の補助及び委託等を受けているものや製薬会社等との共同研究やアライアンス締結等をしている場合は補助対象から除くものとする。
- 4 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第7条 第4条第3項による補助事業の認定を受け、本補助金の交付を受けようとする者は、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第4号及び様式第5号とする。

(進捗状況報告の時期等)

第10条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度(第12条第1項の実績報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月15日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(現地調査等)

第11条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)を、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から起算して20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第8号及び様式第9号によるものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が請求する額を支払うことができるものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第10号を知事に提出しなければならない。

4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第11号によるものとする。

5 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、第1項の規定により補助対

象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

6 規則第20条第1項の申出は、様式第12号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するための処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第13号により行うものとする。

4 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付停止等)

第16条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第8条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告)

第17条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第18条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

別表 1

1 支援型	2 補助対象経費	
スタートアップ型 ステップアップ型	区 分	内 容
	人件費	職員人件費、アルバイト人件費
	旅 費	補助事業者の研究者等が調査等を行うため又は技術指導を行う外部専門家を招聘するために行う国内の旅行に要する経費
	謝 金	外部専門家による技術指導に要する経費
	研究開発費	消耗品費（原材料、実験用動物、試薬類、分析用機器等に用いるもの等）、共同研究費、委託費、外注加工費、研究開発用機器購入借上費（当該補助事業に専用するものに限る）、産業財産権等取得導入費、使用料等
	事務雑費	通信運搬費、会場等使用料、通訳翻訳費、資料購入費、印刷製本費等

- (注1) 委託費は県内事業者が実施したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- (注2) 委託費及び外注加工費の補助対象経費の配分は、共同研究費を除く補助対象経費の総額の50%以内とする。
- (注3) 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- (注4) 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

別表 2

1 支援型	2 補助率	3 補助金上限額	4 補助対象期間
スタートアップ型	3分の2	10,000千円	12月以内
ステップアップ型	2分の1	10,000千円	2か年度以内

- (注1) 初年度の補助対象期間は、交付決定日から3月末日までとする。2年目の補助対象期間は交付決定日の翌年度の4月1日から同年度の3月末日とする。
- (注2) スタートアップ型の活用は1事業者2回まで、ステップアップ型の活用は1事業者1回までとする。
- (注3) 従前の創薬支援型ベンチャー企業等支援事業補助金及び創薬事業化プロジェクト支援補助金の交付事業者は、スタートアップ型補助金を活用したものとみなす。
- (注4) 申請する事業内容が、本補助金とは別に国・県等から同種の補助及び委託等を受けているものや製薬会社等との共同研究やアライアンス締結等をしている場合は補助対象から除く。

様式第1号（第4条関係）

鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助事業認定及び認定事業者認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者名

補助事業の認定及び認定事業者の認定を受けたいので、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の概要

名 称			
本 社 所 在 地	(本社が県外のときは県内の事業拠点の名称・所在地を併記すること)		
業 種			
創業年月日（法人設立年月日）	年	月	日
資本金（千円）		従業員数（人）	
申 請 内 容	1 補助事業の認定について（該当する方を○で囲んでください。）		
	希望する	希望しない	
申 請 内 容	2 認定事業者の認定について（該当する方を○で囲んでください。）		
	希望する	希望しない	
事 業 概 要			
事 業 実 績	最近3カ年の実績	年間売上高（千円）	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

2 事業計画等

(1) 事業計画

○事業の必要性、目的、県内経済への波及効果など
○基盤となる技術の説明

(添付書類)

- (1) 会社概要、定款その他申請者の活動内容又は事業内容がわかる資料
- (2) 直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 別紙様式1（補助事業収支予算書） ※補助事業の認定を申請する場合
- (4) 別紙様式2（県外発注理由書） ※補助事業の認定を申請する場合

補助事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 事業者名 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経 費 (消費税及び地方消費税を除く)	財源区分	
				本補助金	本補助金 以外
計					

※千円未満切捨

(注1) 積算内訳、必要に応じて見積書等を添付すること。

(注2) 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限りこと。

(注3) 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式2「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。

(注4) 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注で無けれ ばならない理由

様式第2号（第4条関係）

（番 号）
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金に係る補助事業の認定について（通知）

年 月 日付で提出された鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金に係る補助事業の認定申請について、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条に基づき審査しましたので、要綱第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

様式第3号（第4条関係）

（番 号）
年 月 日

様

職 氏 名 印

鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金に係る事業者の認定について（通知）

年 月 日付で提出された鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金に係る認定事業者の認定申請について、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条に基づき審査しましたので、要綱第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

様式第4号（第6条関係）

鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金（変更）事業計画書

1 総括表

事業テーマ		
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業の概要	(簡潔に200字程度で記載)	
本事業の基盤となる(染色体工学)技術等の概要		
実施チームの構成	提案者	(名称・代表者名) (所在地) (担当者職氏名) (電話/ファクシミリ) (電子メール) (役割)
	大学等・企業等	(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)
		(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)
		(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)

2 研究開発等の概要

(1) 研究開発等の背景及び目的

(2) 現在までの研究開発等の状況

◇知的財産の取得、研究論文等の発表状況

(3) 今回行う研究開発等における具体的な研究内容

(4) 今回行う研究開発等の課題及び目標

3 新規性・独自性

(既存技術・製品と比べてどのような点に新規性、独自性等があるか)

◇知的財産が取得される可能性及び内容イメージ

4 医療現場・製薬企業等ニーズ

5 製品化又は事業化への見通し

6 研究開発等の体制及びスケジュール

研究等項目	担当 (所属名)	実施期間												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

(注) 必要に応じて期間を延長して記載すること。

7 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

8 専門用語の解説

(添付書類) チームで実施する場合は、チームを構成する企業等の概要パンフレット等

補助事業（変更）収支予算書

1. 収入の部 （単位：円）

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部 （単位：円）

経費内容	発注先 事業者名 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	財源区分	
				本補助金	本補助金 以外
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
計					

※千円未満切捨

- (注1) 積算内訳、必要に応じて見積書等を添付すること。
- (注2) 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- (注3) 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- (注4) 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注で無けれ ばならない理由

様

職 氏 名 印

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第7条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

鳥取県知事

様

住 所
名 称
代表者名

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知）第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第7号 (別紙様式1)

補助事業の進捗状況 (年 月 日現在)

補助金等の名称	年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金			
事業区分	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ型 ・ステップアップ型 ※いずれかを○で囲んでください。			
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。			
事業期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日

1 予算の執行状況

(単位：円)

	算定基準額 (補助対象経費)	交付決定額
交付決定		
前年度までの実績 ①		
当該年度の実績 ②		
翌年度以降の 実施計画 ③		

(注) 上表の①、②、③の合計が交付決定欄と一致すること。

2 事業の実施状況

(1) 事業テーマ	
(2) 実施した内容	
(3) 今後の予定	

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの (効果分析資料、成果物等)

当該年度に係る補助事業収支決算書

※ 当該年度の収入・支出実績の明細を記載してください。

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 事業者名 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	財源区分	
				本補助金	本補助金 以外
計					

※千円未満切捨

(注1) 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。

(注2) 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

様式第8号（第12条関係）

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金事業報告書

1. 事業テーマ
2. 事業期間 年 月～ 年 月
3. 事業実績概要
4. 事業成果
5. 今後の展開及び課題

補助事業収支決算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 事業者名 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	財源区分	
				本補助金	本補助金 以外
計		()	()	()	()

※千円未満切捨

- (注1) 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- (注2) 県外発注実績を別紙様式「県外発注実績書」に記載すること。
- (注3) 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
- (注4) 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

県外発注実績書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注した理由

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金について、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知）第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他 （ ） 口座情報：(店番) _____ — (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所（口座名義人） _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

事業区分・費目	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。

様式第11号（第13条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び年 月 日付 第 号で変更交付決定）
を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和
32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |

年 月 日

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号で交付決定（及び年 月 日付 第 号で変更交付決定）を受けた本補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第20条第1項の規定により下記のとおり申し上げます。

記

（単位：円）

補助金等の名称	年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金
事業区分	・スタートアップ型 ・ステップアップ型 ※いずれかを○で囲んでください。
交付決定通知年月日及び番号	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業区分・費目	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				/

（注1） 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。

（注2） 必要に応じて行を増やして使用すること。

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和3年3月31日付第2022000335664号鳥取県商工労働部長通知）第14条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

（注） 上表の内容を確認できる資料を添付すること。